

議案第14号

請願に対する回答について（中学校教科書採択に関する請願）

上記の議案を提出する。

令和6年5月10日提出

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

（提案理由）

市教育委員会に提出された請願について見解を示す必要がある。

# 回答案

6 東久教教第23号

令和6年5月 日

東久留米子どもと教育連絡会  
事務局担当 鈴木 清子 様

東久留米市教育委員会

## 請願に対する回答について

貴会から提出された令和6年4月25日付「中学校教科書採択に関する請願」について、以下のとおり回答します。

### 1 検討時間の確保について

広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう、法定展示期間外の教科書展示会を既に計画しています。また、学校教員の検討時間を確保できるよう、見本本の巡回期間を延長することについて既に計画しています。

### 2 教員意見の反映について

各学校の教員の意見が反映されるよう、要綱に則って進めています。

### 3 展示場所について

多くの市民が気軽に立ち寄れる展示場所として、中央図書館に加えて、東部地域センターで展示することを既に計画しています。展示階については、展示場所における他事業の開催等を踏まえて検討しています。

### 4 展示期間の延長について

文部科学省により採択期限が定められているため、展示開始を早めることにより、展示期間の延長を既に計画しています。

### 5 見本本冊数の確保について

各自治体における見本本の冊数は国で定められており、最大数を確保しています。

### 6 採択の情報公開について

採択までの経過については、採択を行う教育委員会定例会において説明するほか、議事録を市ホームページで公開しています。

## 7 オンラインによる審議の傍聴の検討について

現時点では、特に多くの傍聴者の可能性がある教科用図書採択が議案となる会議について収容人数が比較的多い会議室を準備することにより傍聴の機会を確保しつつ、議事録を市ホームページで公開することで会議の内容を閲覧できるように対応しております。オンラインによる審議の傍聴については、今後の研究課題と認識しています。

## 8 市民の意見の公開について

令和5年度中に実施要領（旧、実施細目）を改正し、採択に伴う審議の際に、参考資料として開示できるよう、既に計画しています。

## 9 市民意見の持ち帰りについて

従前より市民意見の提出又は持ち帰りについて、制限はありません。見本は展示場所での閲覧のみとなりますが、手持ち資料の持ち帰りについても、妨げることはいたしません。

## 10 採択本以外の展示について

文部科学省からの通知に準じて行います。

## 11 懇談の場について

懇談の場の設置について計画はありませんが、窓口への来庁など、可能な限り直接対応します。

今後も法令や通知に従い、適正かつ公正な採択を進めてまいります。御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○請願項目 1～11（7を除く）

担当：指導室 統括指導主事・指導主事

電話 042-470-7781

○請願項目 7

担当：教育総務課庶務係

電話 042-470-7775

令和6年4月25日

東久留米子どもと教育連絡会事務局担当 鈴木 清子

東久留米市 電話

中学校教科書採択に関する請願

私たちはこれまで公立学校教科書の採択にあたり、貴教育委員会に要望を提出してまいりました。展示会場で出された市民意見を文書公開するなど、一部の要望をお取り上げ下さったことに感謝いたします。

今年は中学校の教科書採択が行われます。子どもたちがよりよく理解でき、楽しく学習できる教科書が採択されることが望まれます。

教科書は現行制度では「教育委員会が採択する」とされていますが、子どもたちにとってよりよい教科書が採択されるためには、保護者や地域住民の意見はもとより、子どもたちと一緒に教科書を使って授業を行う現場の先生方の意見を尊重することが欠かせないと考えます。また、どのような議論を経て、教科書が採択されたのか、その経過が公開されることも重要です。

東久留米子どもと教育連絡会（東久留米の教育を考える会、東久留米の教科書を考える会、東久留米九条の会、くらしを守る革新懇東久留米の会、東久留米母親連絡会、新日本婦人の会）は、教科書採択にあたって、下記の事項を請願いたします。

記

- 1 東久留米市教科用図書採択要項について（採択の方針）第2条2（2）「市民及び学校等の意見を参考にすること」となっていますが、「市民及び現場の学校教員に検討時間を充分保障し、その意見を最大限尊重すること」としてください。
- 2 各学校の先生方の意見を尊重し、採択に反映されるような仕組みを、整備してください。
- 3 教科書の展示場所は、市内の図書館の他、多くの市民が気軽に立ち寄れる展示場所を増やし、展示場所の表示も明確にしてください。中央図書館では、一階に展示場所を移してください。
- 4 市民が十分検討できるよう、教科書の展示開始を早くして、展示期間を延長してください。
- 5 市民用、教員用の見本の数を増やしてください。
- 6 採択の審議の経過がわかるよう、市民に情報を公開してください。
- 7 多くの市民がオンラインなどを利用して、採択のための教育委員会の審議を傍聴できるよう検討してください。
- 8 展示場所が出された市民意見は各教科書の意見のみならず、全ての意見を公開してください。
- 9 市民意見の資料は全て持ち帰ることができるようにしてください。
- 10 採択した教科書だけでなく、展示した全教科書を中央図書館の書架に並べて下さい。
- 11 以上について、教育委員会と私たちとの懇談の場を設けて下さい。



○「東久留米市教育委員会会議規則」より抜粋

第6章 請願

第29条 委員会に請願しようとする者は、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載して押印した請願書を提出しなければならない。

第30条 委員会は、必要があると認めるときは、請願者に委員会の会議への出席を求め、説明を聴取することができる。

2 前項の場合において、請願者は、教育長の許可する時間内において、請願の事情を述べることができる。

第31条 委員会は、請願を迅速かつ慎重に検討し、その結果を請願者に通知する。

第32条 教育長は、請願で、教育長及び事務局に決裁権限のある事項及び既に委員会が決定した方針に基づく事項については、適宜これを処理することができる。緊急その他やむを得ない事情のあるときも、また同様とする。

2 教育長は、前項の規定により処理した事項は、その旨を委員会の会議に報告しなければならない。

第33条 陳情書その他で内容が請願に適合すると認められるものは、請願書として処理する。

第34条 前5条の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

○「東久留米市教育委員会請願取扱要綱」

（趣旨）

第1 この要綱は、東久留米市教育委員会会議規則（昭和31年10月31日制定）第34条の規定に基づき、東久留米市教育委員会に提出される請願の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（請願の收受）

第2 請願は、教育部教育総務課において收受し、主管課に送付する。

（会議日程の通知）

第3 收受した請願を委員会の会議に付議する日程が決定したときは、請願者に対して、会議日程を通知する。

東久留米市教育委員会訓令乙第4号

第四次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年4月12日

東久留米市教育長 片柳 博文

#### 第四次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1 第四次東久留米市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、第四次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 東久留米市における子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 第四次東久留米市子ども読書活動推進計画(案)の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企画経営室企画調整課長
- (2) 福祉保健部障害福祉課長
- (3) 子ども家庭部児童青少年課長
- (4) 教育部指導室長
- (5) 教育部図書館長
- (6) 市立小学校長
- (7) 市立中学校長

(会議)

第4 委員会には委員長を置き、委員長は図書館長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会を招集し主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(作業部会)

第5 委員会の所掌事務に関する調査研究及び検討を行うため、委員会の下に作業部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会には部会長を置き、部会長は、図書館の主査の職にある者をもって充てる。
- 3 部会の部会員は、別表1に掲げる職員をもって組織し、委員長が任命する。
- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(任期)

第6 委員及び部会員の任期は、第四次東久留米市子ども読書活動推進計画(案)を策定する日までとする。

(庶務)

第7 委員会及び部会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月16日から施行する。

別表1（第5関係）

第四次東久留米市子ども読書活動推進計画作業部会

- 1 福祉保健部障害福祉課わかくさ学園長
- 2 子ども家庭部児童青少年課児童青少年係長
- 3 教育部指導室指導主事
- 4 教育部図書館主査
- 5 市立小学校副校長
- 6 市立中学校副校長

令和6年3月22日

東久留米市教育委員会  
教育部図書館長 島崎 律照 殿

東久留米市立図書館協議会  
委員長 安形 輝

「第四次子ども読書活動推進計画」策定に向けた提言

東久留米市立図書館協議会は、図書館法第14条第1項の規定に基づき東久留米市立図書館協議会設置条例で設置され、同法同条第2項の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに図書館が行う奉仕について、館長に対し意見を述べる機関です。

令和5年度の図書館協議会においては、令和4年度図書館事業評価として、これまで定例事業として実施してきた子ども読書活動推進事業について、図書館がまとめた「令和4年度東久留米市立図書館子ども読書活動推進事業及び自己評価」（別紙）を受け、求められていることと事業内容、学校図書館との連携という2つの観点から、図書館協議会としての意見をまとめました。

また、「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」の進捗状況と同計画期間における新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や「第四次東京都子供読書活動推進計画」の内容などを検証し、「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」に継続すべき施策や新たに取り組みべき課題について、図書館や文化・教育の専門家として、また利用者や市民の立場としての意見を、図書館協議会の提言としてまとめましたので報告します。

記

1. 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画の基本方針について

(1) 発達段階ごとの効果的な読書活動

- ①ブックスタートの取り組みは、現在の1歳6カ月児健診に加えて、新たな方策も検討できるとよい。
- ②幼稚園・保育園訪問の取り組みは、地区館職員の参加によりさらに広範囲の幼児にサービスが届けられることを期待する。
- ③就学期の児童・生徒については、学校図書館の市立図書館に対する要望を司書教諭等から聞き取りをして、具体的な協力策を整理できるとよい。

(2) 「読むこと 読書のたのしみ」を社会全体で

- ①小・中学生に対する具体的な取り組みとして、蔵書の充実、学校図書館司書の配置を増やすとともに司書教諭が活動しやすい体制の整備を促す必要がある。そのためにも、学校図書館司書と司書教諭の連携に関する実態調査ができるとうい。
- ②学校訪問や団体貸出の取り組みが、さらに広がることを期待する。学校側の体制増強が必要であるとする。
- ③読書することの楽しみの一環として、読書感想文、読んで感じたことを絵にする読書絵画展コンクールなど、読書の成果を発表する催しを企画してはどうか。
- ④大人が読書を楽しむ事業の実施について、図書館利用者層の幅を広げるためには、利便性と娯楽性が必要ではないか。利便性の面では、貸出方法の工夫、娯楽性の面では、地域の図書館として親しみが増し、育児中の若い世代も参加しやすくなるよう、本を介した市民同士の交流ができるようなイベント（絵本古本フリーマーケットなど）を開催してはどうか。

(3) 子ども読書応援団の運用

- ①現状、中央図書館のみでの活動となっており、各地区や学校も含めた市全体の状況を見た適切な在り方を探る必要があるとする。読み聞かせ入門講座への参加希望者も多く、各地区でのボランティアなどによるおはなし会の活動も活発であり、地域住民の希望・意思を生かせるような方策が考えられるとうい。
- ②新たなボランティアの育成について、一般募集に限らず、高校や大学と協力することで、教育機関への就業を目指す若い世代にも参加してもらい、年齢の近いボランティアが活動することによって、読書をより身近に感じてもらうことができると考える。
- ③持続的な取り組みとスキル向上に対する動機付けやボランティアに参加しやすくなるような工夫を検討してはどうか。
- ④図書館ホームページ等で、子ども読書応援団の活動を情報提供してはどうか。併せて、関係する教育・福祉施設への広報やそこに従事する教諭等の研修・集会などで周知する機会を作れるとうい。
- ⑤子ども読書応援団という名称や在り方について見直すことも考えていいのではないか。

(4) 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み

- ①ストーリーフェスタという単発の事業名ではなく、「外国につながる子どもたちへのサービス」などの項目立てをし、外国語図書の所蔵等について明記してはどうか。
- ②バリアフリー資料セットの学校への貸出は、さらに進めてほしい。ただし、学校図書館司書の常駐配置など学校側の体制増強が必要であるとする。

(5) その他の取り組み

- ① ICT（情報通信技術）を活用するためではなく、事業を行うためにICTを活用する視点を忘れてはならない。
- ② 市立図書館が、学校図書館の蔵書のオンライン目録化に関して知識や技術を提供するなど、支援するような活動ができるといい。
- ③ 学校図書館司書と生徒が協力して作った欲しい本のリストを市立図書館に共有してもらってはどうか。
- ④ 「語ろう！東久留米」について、市立図書館司書が学校図書館に出向いて説明できれば、郷土学習や調べ学習にも寄与できるのではないか。また、電子化して公開できれば、学校のタブレット端末でも見ることができるといい。併せて検討してもらいたい。まず、図書館ホームページにPDF（標準化された電子文書ファイル形式）で掲載することから始めてもらいたい。
- ⑤ 子どもの悩みに寄り添う内容の資料、雑誌・マンガ・子ども向けCDコーナーの充実など、子どもが図書館に行きたくなり、居場所となるような取り組みを子どもの意見を聞きながら検討してはどうか。

2. 国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえた意見

(1) 学校図書館司書の現状の配置である1校1名週1回から、児童・生徒の在校時間には学校図書館に常駐になることが望ましい。資料についてきめ細かい相談や助言、ブックリスト作成や展示、ブックトークなどによる資料の紹介、調べ学習などの資料の用意、市立図書館からの借入の窓口などを学校図書館司書が行うことで、豊かな授業の実現と教職員の業務の軽減につながる。また、学校図書館に必ず人がいることで、不登校児童・生徒の居場所づくり、放課後子供教室事業への参加にもつながると考える。加えて「人のネットワーク」として、司書教諭、学校図書館司書、市立図書館司書、地域ボランティアなどが実務的・恒常的に連携が取れる仕組みを検討してほしい。

(2) 市内の学校図書館の蔵書目録をオンライン化し、市立図書館のデータベースとつなげることにより、GIGAスクール構想（児童・生徒に1人1台の端末装置と情報通信網を整備する国の取り組み）で整備した端末や教職員の端末から自校蔵書だけでなく市立図書館の蔵書も検索可能とし、調べ学習などの有効な手段とすることを目指してもらいたい。

(3) 「子どもの読書への関心を高める取組」に記載されている具体的な取り組み（味見読書など）は、学校の授業でもすぐに導入できるよう司書教諭や教員研修などの際に周知してほしい。

(4) 地域の「民間団体等への貸出」に関して、貸し借りがしやすいようにある程度「セット」(例えば、食に関する本、幅広く選書した本など)として提示しておくというのではないか。

(5) 例特定の人のためであっても、それが全体としても価値を持っていることが実感できるように取り組んでほしい。

(6) 「学校図書館資料の計画的整備」に関して、学校図書館の「読書・学習・情報センター」としての機能を踏まえ、専門家・図書館司書・学校図書館司書・司書教諭などで、蔵書や業務の見直しを検討すべき段階にきている。特別な支援が必要な子どもたちに対しての学校図書館図書標準達成率も検討すべきと考える。

### 3. 「第四次東久留米市子ども読書活動推進計画」策定の進め方について

第三次計画策定の経緯では、委員会での検討に当たり、さまざまな調査・検証、関連施設への視察等を行いました。第四次計画の策定では、第三次計画を基に最新の国・都における子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画、本市第3次教育振興基本計画などの内容を反映し、ICTの進展など新たな社会状況の変化による影響を追加しながら、検討を進めてもらいたいと考えます。

また、適宜、図書館協議会への報告をお願いします。

令和7～10年度使用中学校用教科用図書採択日程

教科用図書採択の流れ		教科用図書採択の流れ		教科用図書採択の流れ		
4	12 選定調査委員推薦依頼（学識①、市民②、小校長②、中校長②、地域②）（民生、体育協会）	5	21	6	29	
	13 選定調査委員市民公募開始（4月19日まで）		22		30	
	14		23		7	1
	15 教育委員会		24 見本本巡回開始		24	2 見本本巡回終了（学校意見回収）
	16		25		25	3
	17		26		26	4
	18 作成委員情報提供依頼（4月24日まで）		27 久留米 東中 西中		27	5
	19		28		28	6
	20		29		29	7
	21		30		30	8 選定調査委員会②（報告）
	22		31 第1次報告書提出		31	9
	23		6		1 中学校運動会	10
24 作成委員情報〆切	2	2	11			
25	3 三小 五小 六小 七小	3	12 見本本展示終了（市民意見回収）			
26 選定調査委員市民公募抽選	4	4	13			
27	5	5	14			
28	6	6	15 海の日			
29 昭和の日	7	7	16			
30	8	8	17			
5	1 定例校長会（採択関係周知）	9	9	18 選定調査委員会③（報告）		
	2	10 南中 大門中 九小 十小	10	19		
	3 憲法記念日	11	11	20		
	4 みどりの日	12	12	21		
	5 こどもの日	13	13	22		
	6 振替休日	14 下里中 中央中 南町小 本村小	14	23		
	7	15	15	24		
	8 授業改善研全体会①	16	16	25		
	9	17 資料作成委員会②（第2次報告書作成）	17	26		
	10 教育委員会（採択関係報告）	18 見本本展示開始（中央図書館、東部地域センター）（7月12日まで）	18	27		
	11	19	19	28		
	12	20 第2次報告書提出	20	29		
13 選定調査委員会①	21 小山小 神宝小 東部地域センター 中央図書館	21	30			
14	22	22	31			
15	23	23	8	1		
16	24	24		2 教育委員会（教科書採択）		
17	25	25		3		
18	26	26		4		
19	27 一小 二小	27		5		
20 資料作成委員会①（第1次報告書作成）	28	28		6		

## 東久留米市立小・中学校教科用図書採択要綱

平成31年3月25日教育委員会訓令乙第7号

### (目的)

第1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号))の規定に基づき、東久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が東久留米市立小・中学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

### (採択の方針)

第2 教育委員会は、東久留米市立学校において使用する小・中学校用図書を種目ごとに1種採択する。

2 教育委員会は、東久留米市の教育目標実現に向けながら、次の事項に留意し、総合的に判断して採択を行う。

- (1) 採択の対象となる教科用図書について、十分調査研究を行い、公正に審議すること。
- (2) 市民及び学校等の意見を参考にすること。

### (採択のための組織)

第3 前項の規定による採択を行う組織として、教育委員会は、教科用図書選定調査委員会(以下「調査委員会」という。)及び教科別資料作成委員会(以下「資料作成委員会」という。)を設置する。

### (採択の特例)

第4 採択年度において、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がない場合は、調査委員会及び資料作成委員会を設置せず、前回の採択で用いた調査資料により採択することができる。なお、特別支援学級における教科用図書の採択については、この限りではない。

### (調査委員会の職務)

第5 調査委員会は、次の事項に留意し、教育委員会の採択審議にかかわる調査報告書を作成する。

- (1) 全教科、全種目にかかわる調査報告書を作成する。
- (2) 教科用図書の特色等を具体的に記述し、単に教科用図書相互の比較は避ける。

### (調査委員会の組織)

第6 調査委員会の組織等は次のとおりとする。

- (1) 委員の資格要件は、次のとおりとする。

- ア 教科用図書に関する事項について、幅広い視野から調査が行えること。
- イ 教科用図書の発行者の役員及び従業員、並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族でないこと。
- ウ 教科用図書及び同教師用指導書の著作・編集者（個別に意見聴取を受けるなど、事実上、著作・編集に参加し、又は協力したものを含む。）でないこと。
- エ 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上、発行者の事業の運営に重要な影響力を有していない者。
- オ 教科用図書の供給の事業を行う者、及びその従業員でないこと。
- カ その他、教科用図書の採択に利害関係がないこと。

(2) 委員定数は9名とし、その構成は次のとおりとする。

- ア 学識経験者 1名
- イ 市民 2名
- ウ 学校関係者 4名
- エ 地域関係者 2名

(3) 委員会の構成員のうち、市民委員については公募とする。

(4) 委員会の運営

- ア 委員長1名、副委員長1名を置き、選出については委員の互選による。
- イ 委員長は委員会を統括する。
- ウ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- エ 委員会は、委員の半数以上の出席をもって開会し、採決することができる。
- オ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

2 委員の委嘱は教育長が行う。

(調査報告書作成要領)

第7 調査委員会は、教育委員会の採択審議にかかわる調査報告書を、次の要領で作成し、報告を行う。

- (1) 全教科、全種目にかかわる調査報告書を作成する。
- (2) 各教科用図書の特色等に留意して具体的に記述し、単に教科用図書相互の比較は避ける。
- (3) 各学校及び教科用図書の見本展示会場における「市民の意見」を整理する

(資料作成委員会の職務)

第8 資料作成委員会は、調査委員会からの依頼に基づき、教科、種目別に必要な情報を収集・整理のうえ、客観的な資料を作成する。

(資料作成委員会の組織)

第9 資料作成委員会の組織は次のとおりとする。

(1) 資料作成委員の資格要件

- ア 東久留米市立学校の教育職員であり、校長の推薦を受けた者であること。

イ 教職経験が豊かで、教育研究に実績があること。

ウ 過去3年間、教科用図書及び同教師用指導書の著作・編集（個別に意見聴取を受けるなど、事実上、著作・編集に参加し、又は協力したものを含む。）に関与していないこと。

(2) 委員定数は、小・中学校それぞれ、各教科別に5名を上限とし、構成は次のとおりとする。

ア 資料作成委員会は、小学校・中学校別に組織する。

イ 小学校教育職員は、各教科（国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、道徳）ごとに、それぞれ3～5名とする。

ウ 中学校教育職員は、各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語、道徳）ごとに、それぞれ3～5名とする。

(3) 委員会の運営

ア 小・中学校別委員会に、それぞれ、委員長1人、副委員長1人を置き、選出については、委員の互選による。

イ 委員長は、資料作成委員会を統括する。

ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 委員の委嘱は、教育長が行う。

（資料作成要領）

第10 資料作成委員会は、次の要領で資料を作成する。

(1) 全教科、全種目について必要な情報を収集並びに整理し、客観的な資料を作成する。

(2) 資料作成の観点は、教育長が別途定めるところによる。

（委員の任期）

第11 調査委員会及び資料作成委員会の委員の任期は、委嘱の日からその年の8月31日までとする。

（委員の解任）

第12 教育委員会は、調査委員会委員及び資料作成委員会委員が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、任期の途中であっても解任することができる。

(1) 本人から辞退の申し出があったとき。

(2) 病気その他の理由により職務の遂行ができなくなったとき。

(3) 委員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) その他、教育委員会が委員を解任する必要があると認めたとき。

（採択事務の公正確保）

第13 採択の公正・適正を確保するため、教科用図書採択事務終了時まで、調査委員会及び資料作成委員会の委員名及び審議は非公開とする。

(採択の時期)

第14 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

(特別支援学級で使用する教科用図書の採択)

第15 市立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、市立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書(以下「一般図書(特別支援学校・学級用)」という)を使用する必要があると教育長が認めた場合は、特別支援学級設置校の校長会で審議し、適切と考える教科用図書を別に定める期限までに教育委員会へ報告する。

(庶務)

第16 教科用図書の採択に関する庶務は、東久留米市教育委員会教育部指導室が所管する。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、教科用図書の採択に関する必要な事項は、教育長が別に実施要領を定める。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この訓令は、令和5年7月26日から施行する。

## 東久留米市立小・中学校教科用図書採択要綱実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、東久留米市立小・中学校教科用図書採択要綱（平成16年4月1日制定、以下「要綱」という。）第17条の規定により、東久留米市立学校で使用する教科用図書に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 調査研究の観点

#### (1) 内容のおさえ方

- ア 市の児童・生徒の発達段階に対する配慮はどうか。
- イ 市の児童・生徒の興味・関心を引き出す内容が選択されているか。
- ウ 教材や資料の正確さ、わかりやすさはどうか。

#### (2) 構成・分量

- ア 単元（教材）の構成が適切かどうか。
- イ 単元（教材）の系統性はどうか。
- ウ 発達段階に応じて、分量は適切であるかどうか。

#### (3) 表現

- ア 市の児童・生徒に理解されやすくできているか。  
（文章、挿し絵、写真、文字の大きさ、色の使い分け等）
- イ 一貫性をもった記述がなされているか。
- ウ 教科の特質に即した資料等の表現について配慮がされているか。

#### (4) 使用上の便宜

- ア 全体の構成が見通せるように配慮されているか。
- イ 市の児童・生徒が学習活動を進めやすいように便宜が図られているか。
- ウ 製本（印刷）が児童・生徒に見やすく、使いやすいようにできているか。

### 第3 各学校からの意見聴取

- (1) 校長は、定められた期間に、市内公共施設に展示された教科用図書の見本について、調査を実施する。
- (2) 校長は、調査した内容を基に教科用図書選定調査委員会（以下「調査委員会」という。）に教科用図書に関する意見書を提出することができる。また、必要に応じて調査委員会からの意見聴取に応じることができる。
- (3) 校長は、当該校での教科用図書の意見提出が、適正かつ公正に行われるよう配慮する。

### 第4 確認書の提出

公正を期するため、調査委員会及び教科別資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）の委員は、教科用図書採択に関して、直接利害関係のない旨の確認書を、教育委員会に提出しなければならない。

### 第5 文書開示の有無

公正を期するため、採択までは全ての会議内容は非公開とするが、採択後においては、文書開示の請求に基づき、調査委員会の委員名、会議概要、調査報告書及び

資料作成委員会の委員名、調査資料等については公開する。

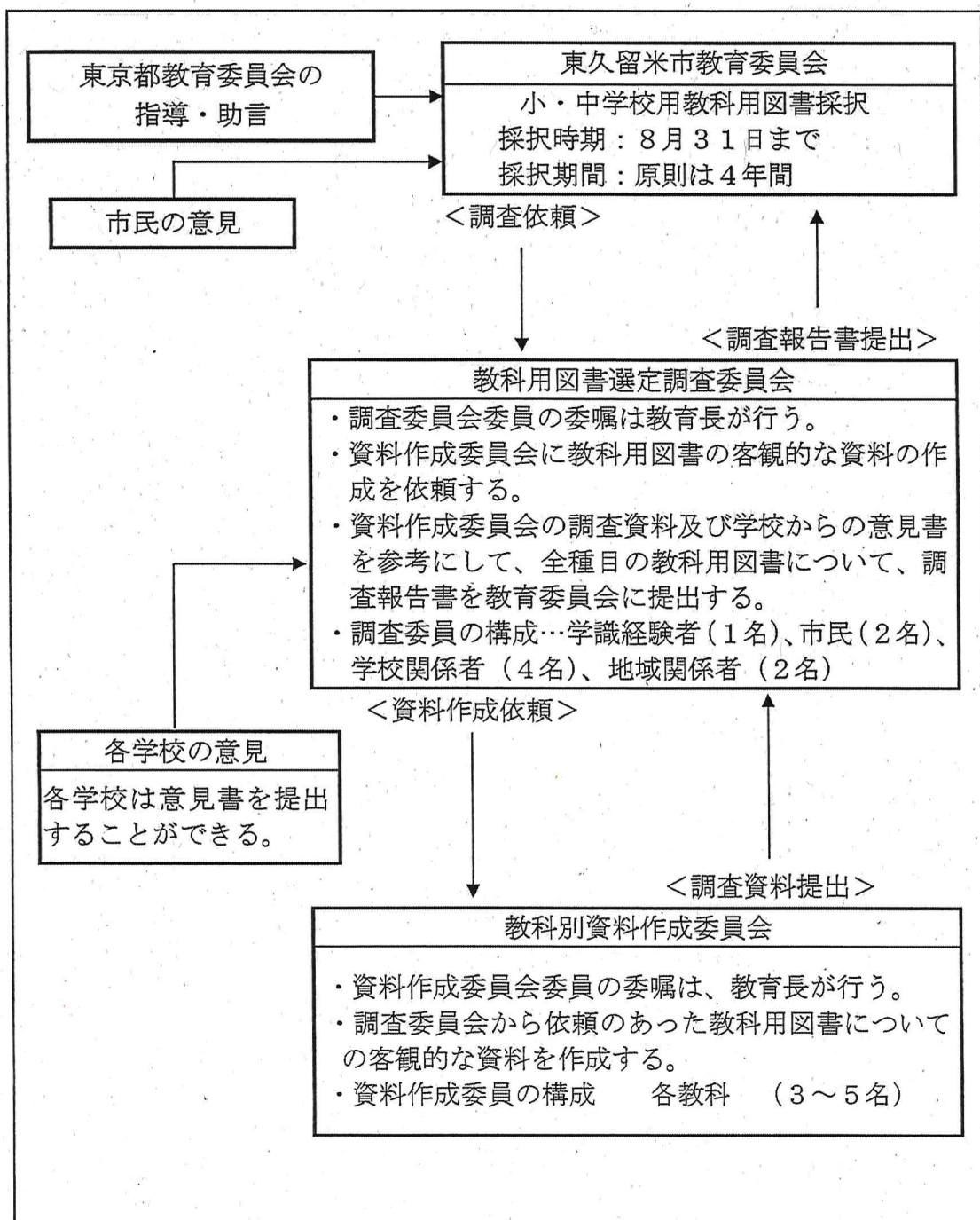
ただし、公にすることにより、個人並びに法人の権利・利益を害するおそれがあるもの、又は「市民の意見」(個票)において、採択に直接関係がない個人の名称等については非開示とすることができるが、教科用図書採択に際しての審議資料として提出する。

## 第6 調査報告書、調査資料の提出時期

資料作成委員会の調査資料の提出は、第二回調査委員会の約1週間前とする。調査委員会の調査報告書の提出は、教科用図書採択のある教育委員会の約2週間前とする。

## 第7 その他

### (1) 教科用図書採択に関する事務の関係図



(2) 市民・保護者への教科用図書の展示会の開催

教科用図書の見本展示は、市内の数ヶ所で開催し、教育委員会で定める期間内において閲覧に供する。また、任意に提出された「市民の意見」を収集する。

(3) 学校教育法附則第9条の規定による、教科用図書採択に係る選定の観点

- ア 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿し絵、取り扱う題材等）のものであること。
- イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書であること。特定の題材もしくは、一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書の図鑑類、問題集等は除く。
- ウ 上学年で使用する事となる教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書間の系統性にも配慮すること。
- エ 教科用として使用する上で、適切な体裁の図書であること。ジグソーパズル型、切り絵工作型などの、図書としての体裁をなしていないものは除く。
- オ 教科用図書の無償給与予算との関連から、毎年文部科学省から示される基準価格を大幅に超えないこと。
- カ 予算上、後期用を予定していないので、分冊本は採択しないこと。

付 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年7月26日から施行する。



# 令和5年度 東久留米市「学力定着度調査」結果について 正答率分布《市及び全国全体》

## 1 調査日時

令和6年2月2日（金）

## 2 調査対象

小学校第2・4・6学年、中学校第2学年

（ ）は全国、    は全国平均を上回った分野  
「2観点」…「知識・技能」と「思考・判断・表現」

### ◆教科の観点別集計 平均得点率（%）

教科	観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	2 観点平均
国語（小2）	1	80.3 (82.8)	65.1 (67.2)	81.5 (81.2)	72.7 (75.0)
	2	67.2 (73.1)	60.0 (66.8)	77.5 (80.3)	63.6 (70.0)
	3	67.3 (72.6)	66.0 (70.1)	75.7 (78.9)	66.7 (71.4)
国語（中2）	1	63.3 (64.2)	65.1 (65.1)	72.9 (76.1)	64.2 (64.7)

教科	観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	2 観点平均
算数（小2）	1	76.2 (80.8)	56.0 (65.2)	81.4 (82.1)	66.2 (73.0)
	2	61.4 (69.7)	43.1 (54.0)	77.2 (80.7)	52.3 (61.9)
	3	66.9 (75.5)	61.2 (66.7)	76.2 (79.3)	64.0 (71.1)
算数（小4）	1	67.7 (70.9)	56.9 (58.0)	72.3 (76.8)	62.3 (64.5)

### ◆領域別調査結果の平均得点率（%）

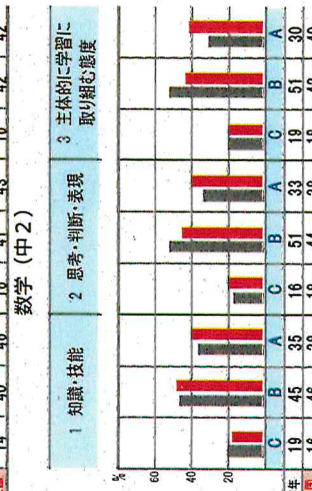
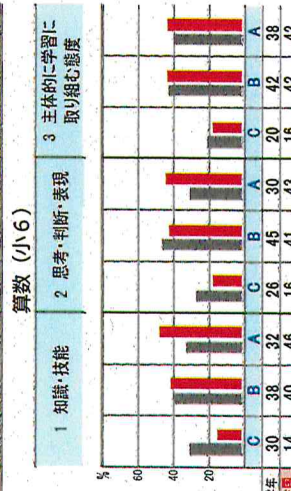
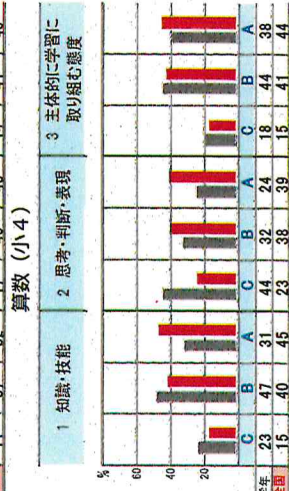
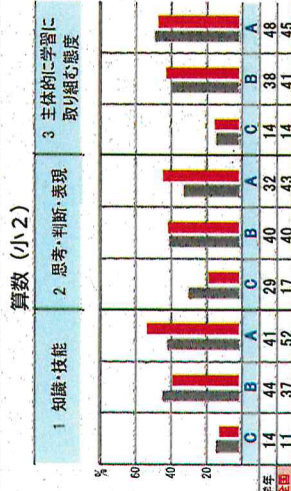
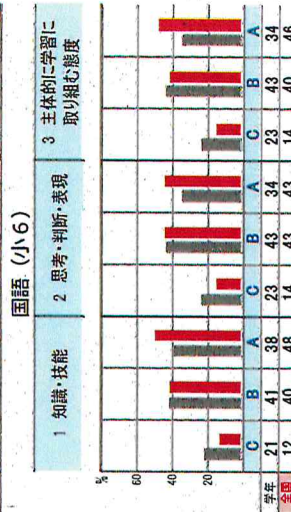
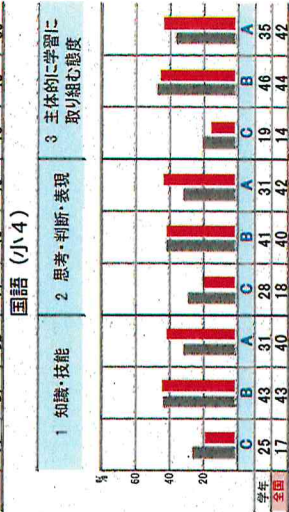
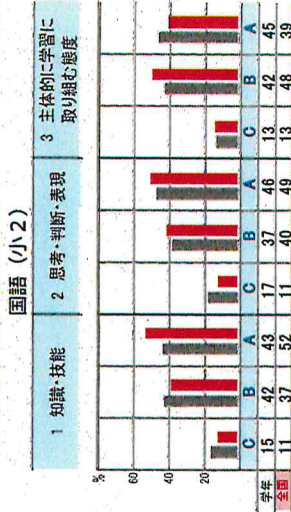
領域	I 話すこと・聞くこと	II 書くこと	III 読むこと
国語（小2）	76.7 (78.7)	68.7 (71.8)	70.6 (72.3)
国語（小4）	71.6 (72.8)	51.3 (62.9)	63.8 (70.8)
国語（小6）	69.6 (73.6)	63.1 (69.7)	67.4 (69.8)
国語（中2）	62.7 (62.8)	70.5 (70.5)	59.9 (60.9)

領域	I 数と計算	II 図形	III 測定・データの活用
算数（小2）	71.0 (77.7)	57.1 (66.9)	71.9 (75.6)
算数（小4）	I 数と計算	II 図形	III 変化と関係
	60.8 (68.0)	53.8 (67.9)	38.0 (42.6)
算数（小6）	63.8 (72.4)	63.7 (70.5)	64.9 (71.4)
算数（中2）	I 数と式	II 図形	III 関数
	61.5 (63.8)	68.4 (70.5)	59.8 (62.1)

## 3 調査内容

教科に関する調査（国語、算数・数学）

### ◆観点別出現率（%）



棒グラフ（左）：東久留米市 棒グラフ（右）：全国  
縦軸：評定出現率（%） 横軸：評定 A 十分満足できる B 比較満足できる C 努力を要する

◆2観点の領域別集計

I 話すこと・聞くこと II 書くこと III 読むこと

国語(小2)

Table with 5 columns: 領域, 内容, 得点率, 全国比, 全国との比較. Rows include 1.1 伝わるように話す・話し合う, 1.2 大事なことを聞き取る, etc.

国語(小4)

Table with 5 columns: 領域, 内容, 得点率, 全国比, 全国との比較. Rows include 1.1 構成を考え話す・話し合う, 1.2 工夫して話す内容を捉えて聞く, etc.

国語(小6)

Table with 5 columns: 領域, 内容, 得点率, 全国比, 全国との比較. Rows include 1.1 構成を考え話す・話し合う, 1.2 話を聞き内容を捉える, etc.

国語(中2)

Table with 5 columns: 領域, 内容, 得点率, 全国比, 全国との比較. Rows include 1.1 構成を考え話す・話し合う, 1.2 話を聞き内容を捉える, etc.

◆主体的に学習に取り組む態度 質問内容別集計

国語(小2)

Table with 5 columns: 項目, 学年得点, 全国得点, 全国指数, 全国との比較. Rows include 1 教科学習を粘り強く進める態度, 2 教科学習を自己調整しようとする態度, etc.

国語(小4)

Table with 5 columns: 項目, 学年得点, 全国得点, 全国指数, 全国との比較. Rows include 1 教科学習を粘り強く進める態度, 2 教科学習を自己調整しようとする態度, etc.

国語(小6)

Table with 5 columns: 項目, 学年得点, 全国得点, 全国指数, 全国との比較. Rows include 1 教科学習を粘り強く進める態度, 2 教科学習を自己調整しようとする態度, etc.

国語(中2)

Table with 5 columns: 項目, 学年得点, 全国得点, 全国指数, 全国との比較. Rows include 1 教科学習を粘り強く進める態度, 2 教科学習を自己調整しようとする態度, etc.

小学校【国語】の結果について

「2観点の領域別集計」では、2年生の得点率が他の学年よりも高く、学年が上がると低くなる傾向が見られる。

領域別に見ると、「I 話すこと・聞くこと」は全国と同等であるものの得点率が低い。また、「II 書くこと」は全国と比べて他の領域よりも得点率が低く、低学年の段階から課題となっている。

中領域で見ると、どの学年も「2聞く」領域は全国とほぼ同等である。一方、どの学年も「4構成を考え書く・推察する」領域は全国と比べて他の領域よりも得点率が低い。また、4年生・6年生では、「漢字の書き・熟語の構成」「8詳細を読み取って解釈する」領域の得点率も他の領域よりも低く、課題となっている。

これらのことから、どの学年においても、基礎的・基本的な言語事項を確実に習得させ、伝えたいことを自分の言葉で表現する言語活動を充実させることが必要である。そのためには、反復学習の徹底や文章を読んだうえで書くなどの帯学習の実施、一人1台端末を活用した文章の推敲など、課題の応じた学習活動の充実や授業改善の推進が求められる。

「主体的に学習に取り組む態度」では、2年生の得点率が他の学年よりも高く、学年が上がると低くなる傾向が見られる。

項目別に見ると、どの学年も「2教科学習を自己調整しようとする態度」「3教科学習への興味関心」の得点率が他の項目よりも低い。

これらのことから、自己調整する態度を育むために、授業中の形成的評価や授業後の振り返りを確実に設定し、自分は何ができて(分かって)何ができていなかったか(分からなかったか)を児童自身が整理し、改善策を考え、次時へ向かうようにすることが必要である。また、教科学習への興味関心を高めるために、教科書の二次元コードに関連する内容を確実に学んだり、交換授業等により専門性の高い授業を提供したりすることが必要である。

中学校【国語】の結果について

「2観点の領域別集計」では、全国とほぼ同等又は全国を上回った。

中領域で見ると、「4構成を考え書く・推察する」領域の得点率が全国と比べて低く、小学校と共通している。また、「9漢字の読み・古典・単語の活用等」の得点率も全国と比べて低い。

「主体的に学習に取り組む態度」を項目別に見ると、「2教科学習を自己調整しようとする態度」「3教科学習への興味関心」の得点率が他の項目よりも低く、小学校と共通している。

これらのことから、日々の授業において、目標と振り返りを確実に設定し、学習を自己調整する態度を養うとともに、一人1台端末を活用した文章の推敲など、課題の応じた学習活動の充実や授業改善の推進が必要である。

◆2観点の領域別集計

算数(小2) I数と計算 II図形 III変化・関係 IVデータの活用

領域	内容	全国 得点率	全国 比	全国との比較 全国=100
大 中	I 1 数の構成と表し方	84.0	81.7	103
	I 2 たし算とひき算	63.1	76.2	83
	I 3 かけ算	67.6	76.0	89
	II 4 三角形や四角形	57.1	66.9	85
	III 5 長さ、かさ	65.1	72.4	90
	III 6 時間、単位	76.9	76.3	101
	III 7 表やグラフ	81.0	82.0	99

算数(小4) I数と計算 II図形 III変化と関係 IVデータの活用

領域	内容	全国 得点率	全国 比	全国との比較 全国=100
大 中	I 1 整数の表し方	77.4	79.0	98
	I 2 かけ算・四捨五入	28.4	51.3	55
	I 3 わり算	63.7	71.7	89
	II 4 小数のくみぞとの計算	76.0	77.8	98
	I 5 かけ算を用いた式、四則の性質	54.6	59.4	92
	II 6 平行、垂直と四角形、面積	54.2	69.9	78
	II 7 角の大きさ	53.0	62.8	84
	III 8 割合	38.0	42.6	89
	IV 9 表と柱状グラフ	49.9	59.3	84

算数(小6) I数と計算 II図形 III変化と関係 IVデータの活用

領域	内容	全国 得点率	全国 比	全国との比較 全国=100
大 中	I 1 分数	57.5	69.6	83
	I 2 文字を用いた式	76.2	78.0	98
	II 3 線図や拡大図、縮小図形	71.0	76.3	93
	II 4 長さ、面積、円、円の面積	57.5	65.8	87
	II 5 角柱や円柱の体積	57.1	65.3	87
	III 6 比例	59.9	69.8	86
	III 7 比	70.8	73.2	97
	IV 8 代表値、度数分布表と柱状グラフ	73.0	67.8	108
	IV 9 起こり得る場合	53.3	70.2	76

数学(中2) I数と式 II図形 III関数

領域	内容	全国 得点率	全国 比	全国との比較 全国=100
大 中	I 1 式の計算	64.9	68.5	95
	I 2 連立方程式	56.8	57.5	99
	II 3 平行線と多角形の角の性質	77.9	79.0	99
	II 4 三角形の合同、証明	61.3	64.1	96
	III 5 1次関数	59.8	62.1	96

◆主体的に学習に取り組む態度 質問内容別集計

算数(小2)

項目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較 全国=100
1 教科学習を粘り強く進める態度	7.5	7.5	99	高い
2 教科学習を自己調整しようとする態度	6.9	6.9	100	高い
3 教科学習への興味関心	7.3	7.5	96	高い
4 教科に関する自信	7.7	7.7	100	高い

算数(小4)

項目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較 全国=100
1 教科学習を粘り強く進める態度	9.5	9.8	94	高い
2 教科学習を自己調整しようとする態度	8.4	9.1	87	高い
3 教科学習への興味関心	9.4	9.8	94	高い
4 教科に関する自信	9.8	10.0	96	高い

算数(小6)

項目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較 全国=100
1 教科学習を粘り強く進める態度	9.2	9.6	93	高い
2 教科学習を自己調整しようとする態度	8.4	9.0	90	高い
3 教科学習への興味関心	9.1	9.5	93	高い
4 教科に関する自信	9.8	9.9	98	高い

数学(中2)

項目	学年 得点	全国 得点	全国 指数	全国との比較 全国=100
1 教科学習を粘り強く進める態度	9.0	9.4	93	高い
2 教科学習を自己調整しようとする態度	8.2	8.8	90	高い
3 教科学習への興味関心	8.7	9.4	90	高い
4 教科に関する自信	8.8	9.3	91	高い

◆小学校【算数】の結果について

「2観点の領域別集計」では、どの学年も全国と同等又は低い傾向が見られる。  
 中領域で見ると、2年生では、「2たし算とひき算」の得点率が低く、2位数や3位数の筆算を正しく計算することに追加、筆算の一部を完成させることに課題が見られる。また、「4三角形や四角形」の得点率が低く、三角形や四角形の弁別や四角形に直線を引いて正方形や直角三角形をつくることに課題が見られる。4年生では、「2がいじょうと四捨五入」の得点率が低く、四捨五入の範囲を求めることや概数にして見積もることに課題が見られる。また、「8割合」の得点率が低く、基準量に対する比較量を求めたり説明したりすることに課題が見られる。6年生では、「9起こり得る場合」の得点率が低く、組み合わせを調べることや説明することに課題が見られる。

これらのことから、どの学年においても、計算の理由や仕組みを説明する問題や順序よく論理的に考える問題に課題が見られることから、日々の授業において、単に答えを求めただけでなく、計算の根拠や考え方について、多面的に捉え、説明し合うなどの学習が必要である。「主体的に学習に取り組む態度」では、2年生の得点率が他の学年よりも高く、学年が上がると低くなる傾向が見られる。

項目別に見ると、国語と同様に「2教科学習を自己調整しようとする態度」が他の項目よりも低い。このことから、自己調整する態度を育てるために、授業中の形成的評価や授業後の振り返りを確実に設定するとともに、習熟度別指導や一人1台端末の活用を推進し、個に応じた指導の充実を図ることが必要である。

◆中学校【数学】の結果について

「2観点の領域別集計」では、全ての中領域において全国とほぼ同等である。最も得点率が低かった領域は「2連立方程式」であり、問題の場面に合った連立方程式のxが何を表しているかを問うことに課題が見られる。また、ある一定の決まりに沿って計算をする問題を話し合っている場面を読み、当てはまる文字式や連立方程式の解を答えることにも課題が見られる。中学校でも小学校同様に、単に答えを求めただけでなく、問題の事象や計算について、多面的に捉え、説明し合うなどの学習が必要である。

「主体的に学習に取り組む態度」では、「2教科学習を自己調整しようとする態度」「3教科学習への興味関心」の得点が他の項目よりも低い。これからのことから、日々の授業において、目標と振り返りを確実に設定するとともに、日常場面を含む活用的な問題解決学習を取り入れるなど、生徒が主体的に取り組み、教科学習への興味関心が高まるような授業改善が必要である。